

令和 5 年度農山漁村地域整備交付金にかかる 過大な概算払請求に起因する交付金返還について

群馬県が実施した標記の国庫補助事業について、事務処理の不備により 2,660 万円を国へ返還する事案が発生し、県財政に損失を与えました。

さらに、本事案が発生してから 1 年以上、国庫金返還手続きが未対応となっておりました。

このような事態を招き、県民の皆様及び関係機関の方々に対し、深くお詫びするとともに、今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止を徹底します。

1 事案の概要

農林水産省が所管する令和 5 年度農山漁村地域整備交付金事業において、群馬県が農林水産省へ行った令和 5 年度予算の繰越事務に不備があり、同交付金 2,660 万円を過大に受け入れました。この 2,660 万円は令和 6 年度分や令和 7 年度分としても受け取ることができず、県財政に大きな損失を与えることとなりました。

さらに、令和 6 年 4 月に本事案を把握してから、令和 7 年 9 月まで国への返還手続きが行われていない状態となっていました。

2 経緯

令和 5 年度農山漁村地域整備交付金事業において、令和 6 年度への繰越手続きにあたり、県庁農村整備課と農業事務所の各担当者間において十分に情報共有が図られず、また、関係書類の突合や確認が行われませんでした。その結果、交付金の概算払金額を誤り、令和 5 年度分として過大な請求を行ってしまったため、過大請求分を国へ返還する必要性が生じたものです。

さらに、令和 6 年度に県庁農村整備課内で適切な情報共有や対応が図られないまま、令和 7 年 9 月に国から返還事務について照会があったことにより、未対応であることが明らかになりました。

3 再発防止の徹底

- ・ 担当者と係長以上の複数人による確認の徹底
- ・ 所属内及び所属間における事業の進捗や予算管理などの情報共有の徹底
- ・ 職員への周知及び注意喚起

4 今後の対応

超過交付となっている国庫金 2,660 万円の返還